

## みえ森と緑の県民税について

(1) みえ森と緑の県民税基金事業実施に対する

「評価委員会の評価」および「評価委員会による総合評価」 ····· 1

(2) みえ森と緑の県民税 施行状況の検討について ····· 5

平成 29 年 10 月

農林水産部

(1) みえ森と緑の県民税基金事業実施に対する  
「評価委員会の評価」および「評価委員会による総合評価」

評価の考え方

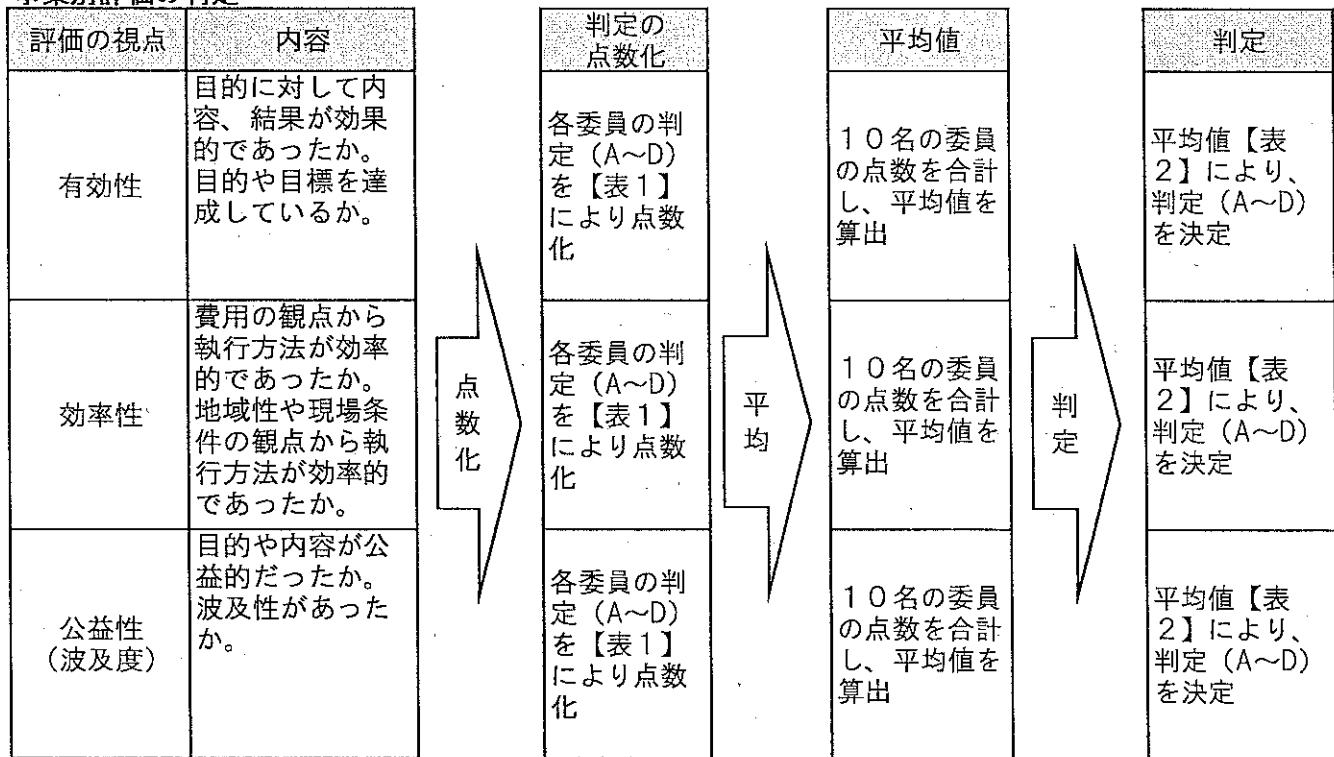
判定の種類とその内容及び点数【表1】

内 容	判定	点数
取組が優れている	A	4
継続が妥当である	B	3
継続は妥当であるが、 さらに工夫が必要である	C	2
現状の取組に改善が必要である	D	1

平均値による判定基準【表2】

平均値	判定
$3.5 \leq X \leq 4.0$	A
$2.7 \leq X < 3.5$	B
$1.7 \leq X < 2.7$	C
$1.0 \leq X < 1.7$	D

事業別評価の判定



## 平成28年度みえ森と緑の県民税基金事業

### みえ森と緑の県民税基金積立金事業（①から⑤の基金事業全体の総合評価）

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B (3.10) 効率性：B (3.00) 公益性：B (3.00)	<p>森林面積が大きな地域を中心として災害に強い森林づくりが進み、洪水時の流木による被害軽減につながる事業である。</p> <p>また、県内全域において、住民の生活の安全につながる事業や、緑や森林、木材に触れられる環境づくり、森林環境教育・木育が実施され、幅広く事業効果が行き届いており、今後も必要な事業であると評価する。</p> <p>さらに、前年度と比較すると、県、市町ともに事業の実施内容にも工夫が見られ、広報活動にも力を入れており評価できる。</p> <p>今後は、基金事業全体や個々の事業の目的、効果を、県民にわかりやすく説明し、周知するよう努めるとともに、効果的な事業はより効果的に、工夫が必要な事業は工夫して実施されたい。また、基金事業における市町の果たす役割は重要であり、引き続き市町をサポートされたい。</p> <p>なお、概ね5年ごとに行うとされているみえ森と緑の県民税条例の施行状況の検討にあたっては、多様な主体（県民、森林整備を行う住民団体等、市町、林業関係団体等）の当該税や制度の改善に対する意見について、情報収集されたい。</p>

#### ①災害に強い森林づくり推進事業のうち、災害緩衝林整備事業 16市町・41箇所

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B (3.20) 効率性：B (3.10) 公益性：B (3.20)	<p>当事業により洪水の際の流木の発生を抑える効果や、溪流沿いにおいて調整伐を行い大径木化することにより災害の発生を低減する効果は認められる。効果は限定的であるものの、全国的に流木の甚大な被害が発生していることを考慮すると、この事業は喫緊の必要性があり、有効な事業である。</p> <p>ただし、森林の整備を進め、その機能を高めることによって流木の発生を抑止することには限界があることから、当該事業のみならず、ハード対策や、危険地区の周知などソフト対策を複合的に進めることによって、減災に資することを考慮する必要がある。</p> <p>今後は、引き続きこの事業の効果を周知して県民と共有するとともに、下流の保全対象への影響や緊急性等を踏まえ、公平性、透明性の高い形で総合的に判断したうえで優先度の高い順に事業を実施されたい。</p>

#### ②災害に強い森林づくり推進事業のうち、土砂・流木緊急除去事業 5市町・6箇所

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B (3.30) 効率性：B (3.20) 公益性：B (3.20)	<p>近年、全国的に流木の甚大な被害が発生していることを考慮すると、溪流内や既存の治山施設に異常に堆積した土砂や流木の撤去は継続して実施する必要があり、有効な事業である。</p> <p>今後は、引き続きこの事業の効果を周知して県民と共有するとともに、下流の保全対象への影響や緊急性等を踏まえ、公平性、透明性の高い形で総合的に判断したうえで優先度の高い順に事業を実施されたい。</p>

#### ③森を育む人づくりサポート体制整備事業

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B (3.20) 効率性：B (3.00) 公益性：B (3.20)	<p>みえ森づくりサポートセンターの活動も充実しており、講座内容も多彩でよく工夫されている。今後は、子どもたちが森林の中での体験を通じて、楽しさや危うさを体験し、感性を磨くことができるような野外活動を含むなど、講座の充実を検討されたい。</p> <p>また、実施した講座の効果や県民のニーズを把握して、人と森林との関わりや、これまで取り組んできた内容を踏まえ、三重県の特徴を反映したプログラムの開発、実施に努められたい。</p> <p>さらに、森林環境教育・木育に加えて、これから「森を育む人材」を育成することについての展開を検討されたい。</p>

④みえ森と緑の県民税制度運営事業

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B（3.00） 効率性：B（2.80） 公益性：B（2.90）	県、市町とともに、継続的に広報活動に力を入れており評価できる。 また、評価委員会の運営における情報提供やフォローアップも適切である。 今後は、県民の森林に対する関心の高まりを促すため引き続き広報活動に取り組むとともに、既存のアンケート調査活用などにより県民意識の変化を把握し、客観的な評価が可能となるよう取り組まれたい。 なお、概ね5年ごとに行なうとされているみえ森と緑の県民税条例の施行状況の検討にあたっては、多様な主体（県民、森林整備を行う住民団体等、市町、林業関係団体等）の当該税や制度の改善に対する意見について、情報収集されたい。

⑤－1 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

対策区分1：土砂や流木を出さない森林づくり（2町・2事業）

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B（3.30） 効率性：B（3.10） 公益性：B（2.85）	洪水時の流木による被害軽減を図る対策として重要である。 引き続き、下流域の住民の反応を把握するなど、流域を視野に入れた効果を把握し、県民に発信されたい。 また、伐採木についても、引き続き木質バイオマス等としての有効利用を図られたい。

⑤－2 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

対策区分2：暮らしに身近な森林づくり（20市町・27事業）

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B（3.23） 効率性：B（2.96） 公益性：B（3.06）	危険木の除去や森林病害虫対策、住民等による里山整備など、地域の安全につながる暮らしに身近な森林づくりがなされており、評価できる。 一方で、事業費の根拠や当該税を活用して整備する必要性の説明が不足している事業、実施方法の工夫が必要な事業も見受けられる。 今後は、引き続き受益者や地域の満足度、地域の変化などを把握するとともに、実施方法や整備の必要性について十分に検討し、地域の自助努力を促しつつ、地域の実情にも言及し、透明性の高い発注方法を取り入れるなど、実績報告書には詳細に記載されたい。

⑤－3 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

対策区分3：森を育む人づくり（21市町・41事業）

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B（3.24） 効率性：B（3.00） 公益性：B（3.06）	木質化や木製品導入と合わせた森林環境教育や幼少期からの木育などが実施され、取組内容も年々工夫されていると評価できる。特に、継続的に林業体験等を取り入れている事業については、高く評価する。 学校現場は予算上の問題やカリキュラムの関係で森林環境教育・木育に取り組む余裕がない面もあるが、今後は、この事業をきっかけとして学校教育とうまく連携・補完し、工夫することで教育効果を高め、「森を育む人づくり」に繋がるよう努められたい。 なお、木育の取組として備品を木質化する事業にあっては、事業の実施が学びにつながるよう工夫するとともに、森林環境教育・木育全般について必要に応じて県は市町をサポートされたい。

⑤－4 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

対策区分4：木の薫る空間づくり（16市町・24事業）

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B（3.18） 効率性：B（2.96） 公益性：B（3.02）	県内の様々な施設に三重県産の木材が使われることは県産材の利用促進に資するものである。 また、木の薫る空間をつくることにより「県民全体で森林を支える社会づくり」につなげるため、さらに木材の良さを積極的に伝えて県民の行動を促したり、森林について学ぶきっかけとしていくことが望まれる。 今後は、森林環境教育・木育と連動した取組となるよう、工夫されたい。 なお、整備した備品及び施設については、引き続き適正な維持管理に努められたい。

⑤ー5 みえ森と緑の県民税市町交付金事業

対策区分5：地域の身近な水や緑の環境づくり（8市町・10事業）

評価委員会の評価	評価委員会による総合評価
有効性：B (3.13) 効率性：B (2.99) 公益性：B (2.92)	<p>住民団体等が身近な公園や緑の環境整備に参画するなど、緑の環境づくりとあわせて森林環境教育・木育を行った事業は、自然や緑を大切に思う意識醸成につながるため、特に評価できる。</p> <p>今後は、緑の環境づくりと森林環境教育・木育の連携を強めていくとともに、緑の環境づくりを行う住民団体等が継続的に活動できるよう、支援されたい。</p> <p>また、整備された箇所については、引き続き適正な維持管理に努められたい。</p>

平均値	判定
$3.5 \leq X \leq 4.0$	A
$2.7 \leq X < 3.5$	B
$1.7 \leq X < 2.7$	C
$1.0 \leq X < 1.7$	D

## (2) みえ森と緑の県民税 施行状況の検討について

### 1. 施行状況の検討について

みえ森と緑の県民税条例（平成二十五年三月二十九日三重県条例第十号）附則に、

#### （検討）

5 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

平成 30 年度が条例施行後 5 年目に当たるため、現在の施行状況を鑑み、より良い制度へ改正することをめざします。

### 2. 県民からの意見聴取

市町・関係団体への意見照会、県民参加のワークショップ（みえ森づくりワークショップ）の開催、アンケート調査の実施により、現行制度について県民から意見聴取を行いました。

#### 【意見聴取の結果】

##### （1）市町・関係団体からの意見聴取（実施期間：平成 29 年 6 月 30 日～7 月 21 日）

市町および森林・林業関係団体（50 団体・有効回答 48）を対象に、書面による意見聴取を実施しました。現行制度について、50 の設問項目を設定し、それぞれの評価とそれに伴う意見の記述を依頼しました。

「みえ森と緑の県民税」実施の是非については、「妥当である」の回答が 94% を占めました。一方で、使途の拡大や配分方法、運用の改正を求める意見がありました。

##### （2）みえ森づくりワークショップ（実施期間：平成 29 年 6 月 14 日～7 月 19 日）

県内 9 か所および 3 大学、中学校・高等学校、みえ森づくりサポートセンターを対象としてワークショップを開催しました。参加者は、14 か所で 266 名でした。

アンケート結果は、みえ森と緑の県民税が「必要である」との回答が 94% を占めました。

税を活用して優先的に行うべきだと思う「事業メニュー」の投票結果<sup>※1</sup>は、次のとおりでした（選択肢数：12、投票数：791 票）。

第1位：災害に強い森を作る（18%）

第2位：担い手を育てる（14%）

第3位：森林環境教育・木育を進める（11%）

##### （3）みえ森と緑の県民税に関するアンケート

県の e-モニター制度（県が各種の行政課題について、あらかじめ登録した県民を対象に行う電子アンケートシステム）を活用したアンケート（実施期間：平成 29 年 5 月 22 日～6 月 5 日）およびイベント参加者を対象としたアンケート（実施期間：平成 29 年 5 月 13 日～8 月 2 日）を実施しました。

アンケート結果（回答数1,163件）では、税の認知度は29%でした。また、現行の取組への評価や取組拡大への意向調査の結果※2は、次のとおりでした。

□「災害に強い森林づくり」の取組への評価（選択肢数：6）

第1位：大雨により流れ出る恐れがある倒木や土砂などの撤去（25%）

第2位：荒廃した里山や竹林など、暮らしに身近な森林の手入れ（21%）

第3位：一定程度の土石流を抑えることのできる森林を育てる取組（21%）

□「県民全体で森林を支える社会づくり」の取組への評価（選択肢数：7）

第1位：子ども向けの、森林の大切さや木の良さを学んでもらう教育活動（22%）

第2位：未利用間伐材を木質バイオマス発電に活用するための取組（18%）

第3位：住民や森林ボランティア向けの、森林の手入れに必要な技術の講習（15%）

□取組拡大への意向調査（選択肢数：8）

第1位：これから森林の手入れや林業を担っていく人材の育成（24%）

第2位：広域にわたる水源地域の森林の手入れ（22%）

第3位：獣害から林業や農業を守るための取組（12%）

### 3. 今後の制度の見直し検討に向けて

意見聴取を行った結果をもとに、以下のように検討項目を整理し、今後の評価委員会では、「みえ森と緑の県民税制度案」、「みえ森と緑の県民税市町交付金」、「運用全般」について主に検討していくこととなりました。

#### （1）妥当の回答が9割以上の項目

- ・みえ森と緑の県民税の実施
- ・みえ森と緑の県民税条例（2つの基本方針、税額、徴税方法）
- ・みえ森と緑の県民税基金条例（県による基金の設置）
- ・みえ森と緑の県民税評価委員会条例（評価委員会の設置）
- ・みえ森と緑の県民税制度案（2つの基本方針と5つの対策）

#### （2）検討の必要性を求められている項目

##### ①みえ森と緑の県民税制度案

- ・今後必要となる経費
- ・5つの対策に伴う事業内容案（使途の拡充を含む）
- ・2つの基本方針にかかる税収の配分
- ・県と市町の役割分担

##### ②みえ森と緑の県民税市町交付金

- ・県と市町の配分割合
- ・基本配分枠の配分方法、特別配分枠の取扱
- ・交付金事業実施の3原則（新規又はこれに準ずる取組であること、5つの対策に沿った内容であること、産業振興を目的としたものでないこと）

##### ③運用全般

- ・国の「森林環境税（仮称）」との関係整理
- ・市町交付金事業実施時における県の関与など

## 【参考】

### (※1) 「優先的に行うべきだと思う事業メニュー（選択肢数：12）」

(優先的に取り組むべきものを3つ選択)

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| 1. 災害に強い森を作る     | 7. 生物多様性を保全する            |
| 2. 担い手を育てる       | 8. 獣害を防ぐ                 |
| 3. 森林環境教育・木育を進める | 9. 森林の基本情報を整える           |
| 4. 林業を盛り上げる      | 10. 緑の街づくりを進める           |
| 5. 水源の森を整備する     | 11. 里山を守る                |
| 6. 街の木づかいを進める    | 12. 木質バイオマスのエネルギー利用を応援する |

### (※2) 「みえ森と緑の県民税に関するアンケート」

#### ① 「災害に強い森林づくり」の取組への評価（選択肢数：6）

(現在実施されている取組のうち、優先的に取り組むべきものを2つ選択)

- |                                         |
|-----------------------------------------|
| 1. 森林内にある渓流で、大雨などにより流れ出る恐れがある倒木や土砂などの撤去 |
| 2. 森林を守る施設（治山ダムなど）にたまつた土砂などの撤去          |
| 3. 一定程度の土石流を抑えることのできる森林（災害緩衝林）を育てる取組    |
| 4. 荒廃した里山や竹林など、暮らしに身近な森林の手入れ            |
| 5. 人家裏や通学路、生活道路沿いにある倒木、枝の落下の危険がある木の手入れ  |
| 6. 松枯れやナラ枯れなど、枯れた木の撤去や病害虫などによる被害の予防     |

#### ② 「県民全体で森林を支える社会づくり」の取組への評価（選択肢数：7）

(現在実施されている取組のうち、優先的に取り組むべきものを2つ選択)

- |                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------|
| 1. 子どもたちに、森林の大切さや木の良さを学んでもらう教育活動（森林環境教育・木育）                           |
| 2. 地域住民や森林ボランティア向けの、森林の手入れに必要な技術の講習                                   |
| 3. 多くの方に木の良さを感じていただき、木材の利用を推進するための、公共的施設を木造で建てる、内装に木を使うなどの取組（木質化、木造化） |
| 4. 多くの方に木の良さを感じていただき、木材の利用を推進するための、公共的施設への木の家具や遊具の設置                  |
| 5. 利用されていない間伐材を木質バイオマス発電に活用するための取組                                    |
| 6. 森林公園など、森林に親しめる場所を使いやすくするための取組（歩道やベンチの整備など）                         |
| 7. 保育園の園庭や学校校庭の緑化（芝生化や植樹など）                                           |

#### ③ 取組拡大への意向調査（選択肢数：8）

(税を活用して進めるべき取組について3つ選択)

- |                                          |
|------------------------------------------|
| 1. 広域にわたる水源地域の森林の手入れ                     |
| 2. 野外体験保育を行う団体（森のようちえんなど）への支援            |
| 3. これから森林の手入れや林業を担っていく人材の育成              |
| 4. これまでに整備した木製施設や木製備品の修繕や入替え             |
| 5. 林道を使いやすくするための改良や維持管理                  |
| 6. 林業（木材生産活動）を通じて、健全な森林を育むための支援（補助金制度など） |
| 7. 獣害から林業や農業を守るための取組                     |
| 8. 川底に堆積した土砂を撤去し、きれいにする工事                |